課税標準の特例を受ける償却資産

地方税法又は地方税法附則に規定する一定の要件に該当する償却資産については、課税標準額の特例が適用され、税額が軽減されます。このような資産を取得した方で、特例措置の適用を受ける方は、<u>必ず申告時に必要書類を添付のうえ「固定資産税(償却資産)の課税標準の特例に係</u>る届出書」をご提出ください。

※届出書の様式は長崎市のホームページよりダウンロードが可能です。

課税標準額の特例を受ける償却資産(一部抜粋 令和7年8月1日現在)

 条	関拠法令 項	適用対象資産	特例率	添付書類		
地方税法第34条の3	2 項	ガス事業用資産 (特別一般ガス導管事業者を除く)	最初の 5 年間 3 分の 1 次の 5 年間 3 分の 2	ガス事業法に基づく許可の写し		
	5項	内航船舶 ※遊覧船、遊漁船、モーターボー ト等は対象外	2 分の1	不 要		
	27 項 28 項 29 項	家庭的保育事業・居宅訪問型保 育事業及び事業所内保育事業 (定員 5 人以下)の用に供するも の	3 分の 2	認可証の写し		
地 方 税 法 附 則 第 15 条	2項1号	暫定排水基準が適用されている 事業者が新たに取得する油水分 離装置、沈殿又は浮上装置等の 汚水又は廃液の処理施設	3 分の 2 (R4.4.1~R8.3.31 取得のもの)	指定施設設置届出書の写し等		
	14 項	都市再生緊急整備地域内の都 市開発事業により取得した公共 施設等	最初の 5 年間 2 分の 1 (R2.4.1~R8.3.31 取得のもの)	民間都市再生事業計画認定書 の写し等		
	23項1号	指定避難施設に附属する避難の 用に供する償却資産	最初の 5 年間 6 分の 5 (H30.4.1~R9.3.31 取得のもの)	管理協定の写し		
	23 項 2 号	協定避難施設に附属する避難の 用に供する償却資産	最初の5年間3分の2 (H30.4.1~R9.3.31 取得のもの)			
	25 項 1 号 25 項 3 号	太陽光発電設備(自家消費型発 電設備で再生可能エネルギー事 業者支援事業費補助金を受けた ものが対象)	出力 1,000kw未満 最初の 3 年間 2 分の 1 出力 1,000kw以上 最初の 3 年間 12 分の 7 (H30.4.1~R8.3.31 取得のもの)	国の補助金決定通知書の写し等		
	25項3号25項1号	風力発電設備	出力 20kw未満 最初の 3 年間 12 分の 7 出力 20kw以上 最初の 3 年間 2 分の 1 (H30.4.1~R8.3.31 取得のもの)	- 経済産業大臣の認定に係る証		
	25 項 4 号 25 項 3 号	水力発電設備	出力 5,000kw未満 最初の 3 年間 3 分の 1 出力 5,000kw以上 最初の 3 年間 12 分の 7 (R2.4.1~R8.3.31 取得のもの)	明の写し等		

根拠法令						
条	項	適用対象資産	特例率	添付書類		
地 方 税 法 附 則 第 15 条	25 項 1 号 25 項 4 号	地熱発電設備	出力 1,000kw未満 最初の 3 年間 2 分の 1 出力 1,000kw以上 最初の 3 年間 3 分の 1 (H30.4.1~R8.3.31 取得のもの)			
	25 項 4 号 25 項 1 号 25 項 2 号	バイオマス発電設備	出力 10,000kw未満 最初の 3 年間 3 分の 1 出力 10,000kw以上 20,000kw 未満 特定バイオマス発電設備以外 最初の 3 年間 2 分の 1 (H30.4.1~R8.3.31 取得のもの) 特定バイオマス発電設備 最初の 3 年間 14 分の 11 (R6.4.1~R8.3.31 取得のもの)	経済産業大臣の認定に係る証明の写し等		
	43 項	先端設備等 ・機械及び装置 ・工具、器具及び備品 ・建物附属設備	賃上げ表明 1.5%以上の場合 最初の 3 年間 2 分の 1 (R7.4.1~R9.3.31 取得のもの) 賃上げ表明 3%以上の場合 最初の 5 年間 4 分の 1 (R7.4.1~R9.3.31 取得のもの)	・認定設備等導入計画に係る申請書及び認定書の写し・認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書		
	旧 44 項	先端設備等 ・機械及び装置 ・工具、器具及び備品 ・建物附属設備	賃上げ表明を行わない場合 最初の3年間2分の1 (R5.4.1~R7.3.31取得のもの) 賃上げ表明を行う場合 最初の5年間3分の1 (R5.4.1~R6.3.31取得のもの) 最初の4年間3分の1 (R6.4.1~R7.3.31取得のもの)	・基準への適合状況に関する 書類 (認定経営革新等支援機関に 提出したものの写し) ※賃上げ方針表明による特例 率の適用を希望する場合 ・従業員への賃上げ方針の表明を証する書面		

- ※特例を受けた資産は、種類別明細書に特例率が表示されます。(企業電算方式で申告の場合を除く)
- ※前年度までに特例の適用を受けた資産は、再度の特例に係る届出の必要はありません。
- ※<u>「特例率」欄内に記載の期間より前に取得した資産についても、特例の適用を受けられる場合がありますので、該当すると思われる資産をお持ちの方はご相談ください。</u>